

府 子 第 554 号

平成 26 年 12 月 4 日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(青少年環境整備・総合調整第1担当)

クリスマス・年末年始に向けた青少年が安全に安心してインターネットを利用
できる環境整備等に係る重点的な広報啓発活動について(依頼)

青少年の健全育成につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機等の多様なインターネット接続
可能な端末機器やアプリケーション等のサービスの利用が急速に拡大するとともに、格安
スマホなどと呼ばれる、電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りて利用
者に格安で提供される通信サービス(MVNO)や端末を買い換えずに他の事業者の通信
サービスに乗り換えられる通信サービス(SIMロック解除)等の一層の普及が見込まれる
など、青少年を取り巻くインターネット利用環境は、大きな転換期を迎えています。

このような中で、インターネットを利用する青少年が違法・有害情報にアクセスして、
危険ドラッグの乱用、児童ポルノ事犯や無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因
する犯罪等に巻き込まれたり、各種トラブルに遭う事例が絶えないなど、少年の非行及び
被害の両面において予断を許さない状況になっています。

これからクリスマス・年末年始にかけて、保護者や祖父母等が携帯ゲーム機や携帯音楽
プレーヤー等をプレゼントとして買い与える、保護者等がスマートフォンを買換えたこと
により、契約の終了したスマートフォンや保護者名義で契約したスマートフォン等を青少
年に貸し与えるなど、青少年が個人的にインターネットに接続できる機器を手にする機会
が多くなる時期を迎えますが、保護者等が青少年のインターネット利用の実態を十分に
把握せず、これらの機器を安易に青少年に使用させることにより、トラブルを生起して
いる事例等も相次いでいます。

貴台におかれましては、青少年を取り巻くインターネット環境が急速に変化している
実態につき、保護者に対して、適切な「気づき」を促すとともに、インターネットの接続
機器に応じて、保護者において、発達段階等に応じて、フィルタリング等の子供を見守る
ための措置が適切に講じられるよう、下記事項に留意の上、インターネットの適切な利用
に関する教育及び普及啓発活動を推進し、関係機関・団体等に対する効果的な情報発信・
情報共有に努めていただきますよう宜しくお願い致します。

なお、危険ドラッグやいわゆる「リベンジポルノ」に係る規制等につきましては、別添1及び2のとおり、第187回国会において、「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第122号）及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）が可決・成立して

おりますので、これらの法律の概要につきましても、保護者や青少年に対する啓発に努めていただきますようお願い致します。

記

1 保護者や地域の指導者等に対する「気づき」・理解の促進

青少年の安全で安心なインターネット利用環境を整備するためには、保護者や地域において青少年の指導、相談・支援、及び広報啓発活動に当たる指導者等に対して、青少年を取り巻くインターネット利用環境の実情について、正しい知識の普及を図り、その責務に係る適切な「気づき」・理解を促す必要があります。

本年度の「子ども・若者育成支援強調月間」においても、別添3のとおり、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境整備等への特段のご配慮についてお願いしたところですが、上記の青少年を取り巻くインターネット利用環境の急速な変化を踏まえ、家庭・学校・地域において、連携して、節度ある生活習慣づくりや学校や子供への規範意識やルールの定着化に向けて、その主体的な気づきを促す取組が拡がるなど、地域に密着した形で問題意識の高まりが認められます。

これからクリスマス・年末年始にかけて、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーやスマートフォン等の購入や買換え等が多く行なわれる時期を迎えますが、保護者、小・中・高等学校教諭、PTA・学校・教育関係者の方々のみならず、地域において、子ども・若者育成支援や各種相談等の業務に牽引的な役割を担っておられる少年補導センター等の少年補導委員、少年警察ボランティア、青少年指導員、民生委員、保護司等の地域の指導者等の方々につきましても、注1～6のホームページ等を活用するなどして、最新の知識・情報を共有し、今一度、課題認識を深めていただけるよう、地域における各種の連絡協議会等の機会を通じて、情報共有に努めるようお願い致します。

とりわけ、MVNO等の新たなサービスやSIMロック解除に係る動向等については、保護者や地域の指導者等において、その実態を十分に認識していないことが懸念されることから、これらの新たな端末やサービスを提供する事業者に対しては、青少年に対するインターネット上の危険性をできるだけ少なくする観点から、青少年が利用することを想定して、保護者等に対して、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の内容や必要性及び利用方法を分かりやすく伝えるよう要請するなど、実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器やサービスの設計・提供、事業者内及び事業者間の体制の

整備等の自主的かつ主体的な取組が一層促進されるよう、情報提供等の支援を宜しく
お願い致します。

なお、来春の卒業・進学・新入学の時期にかけて、多くの青少年が初めてスマートフ
ォン、タブレット等を手にする機会を迎えますが、本年に引き続き、「春のあんしん
ネット・新学期一斉行動」として、この節目の時期を捉えて、集中的かつ効果的に普及
啓発活動等の取組を展開することとしておりますので、節目のタイミングで、社会
総がかりで青少年に訴求力の高い広報媒体・手法を活用した効果的な広報啓発が行える
よう、準備方宜しくお願い致します。

2 関係機関の相談・支援窓口及び各種取組等の周知徹底

インターネット上での危険ドラッグや児童ポルノ等の違法・有害情報については、
一般社団法人セーフインターネット協会及びインターネット・ホットラインセンター
において、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が
強化される等、民間の事業者による自主的な取組が強化されていことから、青少年が
安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に係る広報啓発活動に際しては、
違法・有害情報を把握した場合に、これらの民間団体への通報を積極的に促すなど、
違法・有害情報の排除に向けた機運を一層高めるよう、この種情報の通知の「受け皿」
として、関係機関・団体等に広く周知に努めていただきますようお願い致します。

また、青少年が保護者の気づかない使い方をして、違法・有害情報にアクセスし、
犯罪被害やトラブル等に巻き込まれた際の警察や児童相談所等の関係機関の窓口や、
「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」等、困難を抱える
青少年を地域において関係機関・団体が連携して支援するための制度的な枠組みや
具体的な取組・相談窓口等につきましても、青少年やその家族等が、その具体的な
ニーズに応じて、継続的に継ぎ目なく、きめ細やかな支援が受けられるよう、適切な周
知に努めていただきますようお願い致します。

別添1 「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正
する法律」に関する官報(抜粋)

別添2 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」に関する官報(抜粋)

別添3 平成26年度「子ども・若者育成支援強調月間」等に際しての青少年保護が安全で
安心してインターネットを利用できる環境整備等への特段の配慮について(依頼)

注1 平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(概要)

http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka_g.pdf

注2 保護者向け普及啓発用リーフレット「お子様が安全に安心してインターネット
を利用するために保護者ができること」

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

注3 平成26年度「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の開催に
ついて

- <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h26/index.html>
注4 モバイル創生プラン(総務省)
- http://www.soumu.go.jp/main_content/000320320.pdf
注5 セーフライン運用ガイドライン(一般社団法人セーフラインインターネット協会)
- http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline_guidelines.pdf
注6 ホットライン運用ガイドライン(インターネット・ホットラインセンター)
- <http://www.iajapan.org/hotline/center/20141023guide.pdf>
参考 ゲーム機メーカー合同による保護者向け「保護者による使用制限(ペアレンタルコントロール)」機能及び「フィルタリング」利用の普及啓発活動電子データ提供先
※12月10日(水)より提供予定
- <http://www.nintendo.co.jp/parents/index.html>
<http://www.xbox.com/ja-JP/Live/parental-control>
<http://www.jp.playstation.com/psn/info/safety/guide.html>

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付
青少年環境整備・総合調整第1担当

(薬物対策担当) 森・河村

TEL 03-5253-2111(内線38257)
03-6257-1442(直通)

(インターネット担当) 鈴木・松本

TEL 03-5253-2111(内線38261)
03-6257-1444(直通)
FAX 03-3581-1609